



# 通称“コア無しフレ”適用者の組合員が フレキシブルタイムに団体交渉へ出席するも 協約が適用されず「自分の時間」となり実害を被る！ 会社はこの現実と重さを受け止め、 直ちに「不利益取扱い」を止めるべきだ！

10月30日、申5号「設備職場で働くすべての労働者の安全と健康の確保を大前提に、沿線樹木管理の抜本的な見直しを求める申し入れ」の第2回団体交渉が開催されました。

この団体交渉を開催するにあたり、10月26、27日に会社から交渉出席者2名に連絡が行われましたが、水戸電力設備技術センターの組合員3名に対しては一切連絡がありませんでした。これは、自分の時間での交渉出席者に対する連絡が10月1日から省略されたことに起因していますが、問題は連絡が省略されたことではありません。

水戸電力設備技術センターは、10月から開始された「現業機関におけるコアタイムのないフレックスタイム制」が適用されている職場です。この制度は、就労義務のあるコアタイムを設けず、いわゆる始終業時刻を労働者本人が決定して働く制度です。以前、コアタイムがあった際は「勤務時間中の組合活動」として団体交渉への出席が可能でした。しかし、今回はこのコアタイムがなくなったことで、会社はフレキシブルタイムを「勤務時間」ではなく「自分の時間」と判断し、交渉出席者に連絡を行わなかったということです。

このように、いわゆる「コア無しフレ」の適用者が団体交渉に出席する場合、今後はすべて「自分の時間」で出席しなければなりません。よって、例えば今回のように10時から12時05分まで団体交渉に出席した場合、1日の標準労働時間に達するためには13時05分から7時間40分間（1時間の休憩含む21時45分まで）働かなければなりません。また、他の日に働くことによって所定総労働時間に達することも可能ですが、いずれにしても協約が適用されないことによって労働時間が削られ、給料が減額になる不利益が発生します。

このように、勤務種別によって差が生まれ、不利益を生じさせることは明らかな不利益取扱いです。また、団体交渉に出席すると不利益を被ることになれば、団体交渉権の抑圧にもなります。よって、本部は本社に対して10月7日に申10号を申し入れしていますが、団体交渉は未だ開催されていません。

このような中で迎えた第2回交渉の冒頭で、この問題について組合の主張を行いました。しかし、水戸支社は「本件交渉に無関係なものは控えて頂きたい。現在本部一本社間でも申し入れが出されているが、これに対して、この場で何か見解を述べるというような考えは全くない」とし、さらには「以前からこのようなケースはあった」という言葉が二度繰り返されました。これは、「今さら何を言っているのか」「組合が気付かなかったのが悪い」と言っているようなものであり、断じて許すことはできません。地本は、本部と連携しながら、あらゆる手段を検討して是正に向けたたたかいをつくり出していきます。

## 団体交渉に出席すると実質的に給料が減額！！ 協約に基づき「勤務時間中の組合活動」を保証せよ！